

# 新潟民商

新潟民主商工会  
新潟市沼垂西3丁目  
電話 (243) 0141  
19年 9月 2日

## 日程

- ・ 9月7、8日(土、日) 全国商工研究交流集会
- ・ 9月9、10日(月、火) 県連事務局員交流会
- ・ 9月22日(日) 県母親大会

山潟支部で菓子小売業を営んでいる会員に税務調査が入りました。昨年9月に自宅に突然、税務署から電話が入り、本人が不在だったため、奥さんが応答しまし

# 不当な税務調査に更正の請求で覆す！

た。署に連絡するようにとの伝言だったのですが、税務署に電話したところ、税務調査のため自宅に訪問したいと言われたのですが、帳簿を見ている奥さんの体調も優れないため対応できないと申し出ると、帳簿を持って税務署に来るように言われ後日、税務署を訪れました。持参した保存していた2年分の帳簿を全てコピーされ、営業収支の状況を説明し、その日はそれだけで帰って来ました。申告には何の負い目もなく、不安もなく安心していただけなのですが、しばらく経った12月に再び税務署から電話が入り、来署するよう言われたため訪れたところ、5年分の修正申告書を提示されました。以前から支部学習会などで、「税務調査の10の心得」などを聞いていたのですが、いざ実際の場面になると頭が真っ白になり、署員に促されるまま署名捺印をしてしまいました。帰宅した後に検めて見た申告書の税額は、所得税5年分で約180万円、消費税5年分で約350万円、合わせて530万円の追加納税の内容で、愕然としてしまう状況でした。

支部役員会に参加した際、本人の様子に気付いた役員らに促され事情を相談。課税に伴う市民税・国保料などを加えれば1,000万円近くにも及ぶ一大事、支部役員・事務局と対策を話し合い、すぐに対処しようとして3月初めに、調査経過記録書と質問応答記録書の開示請求を行い、後日、会員の店に担当税務署員を呼びつけ、支部長、事務局立ち会いのもと、調査内容を説明させたところ、提示した2年分の帳簿を基に

5年分を推計課税したとのことでした。不十分な資料で推計した納税者に不利益なやりかたに憤り、すぐに仕入・経費などの資料を徹底的に洗い出し、集計を精査し、申請期限ぎりぎりの4月に更生の請求申請を行ない再調査に持ち込みました。その後複数回、税務署員とのやりとりを常に立ち合いに付いてもらいながら根気よく行ない、請求を全て認めさせ無事に決定通知を得ました。その結果、所得税については、税額“0”を認めさせた2年分も含め、5年分合わせて180万円が35万円になり、消費税についても、約7分の1の額になりました。

所得区分	所得金額	更正後の所得金額	更正額
給与所得	1,000,000	1,000,000	0
退職所得	500,000	500,000	0
雑所得	1,000,000	1,000,000	0
合計	2,500,000	2,500,000	0

税務署からの更正の決定通知書

更正の請求申請書

申請人: 〇〇〇〇

住所: 〇〇〇〇

更正の請求理由: 〇〇〇〇

更正の請求申請書

所得区分	所得金額	更正後の所得金額	更正額
給与所得	1,000,000	1,000,000	0
退職所得	500,000	500,000	0
雑所得	1,000,000	1,000,000	0
合計	2,500,000	2,500,000	0

税務調査による修正申告書

9月9日(月)～9月10日(火)浦佐・たもん荘で行われる「県連事務局員学習交流会」に参加するため、事務局不在になります。よろしくお願ひします。事務局の仕事・役割とはなにか」交流してきます。



## 駅前支部納涼会

9月22日(木) 駅前支部では、商工新聞読者のお店を会場にして納涼会を開催しました。はじめに高橋支部長(療術業)より「今年の夏はとても暑くて大変でしたが、体調を崩さない様に気を付けて、商売と民商運動を頑張りましょう!」と挨拶がありました。また松本副会長(防災設備業)からは11月10日(日)に新潟駅南口広場で開催される商工フェアに向けた取り組みの話がされ、参加者からチラシの広告掲載をその場で取り付けることも出来ました。



また出店希望者がいれば、駅前支部全体で応援しようとの意見も出されました。商工フェアと仲間増やしに向けて、駅前支部では8月中と9月に訪問行動を行います。

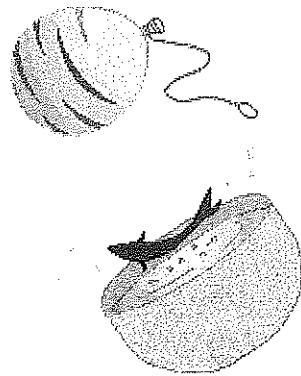
## 2019 商工フェア 開催!!

【開催日】11月10日(日) 【開催場所】 駅南広場

※支部で出店・出演を話し合い、実行委員の選出をお願いします。

次回実行委員会は9月12日(木)

出店料 4,000 円、出演料なしですが、自分の商売をアピールしたい方。広告 2,000 円と 5,000 円も募集しています!!



## 共済金の請求忘れはありませんか?

共済の見舞金は本人が請求し受け取ることが出来ます。請求忘れのないよう手続きしましょう。(請求期限は3年以内)

- ①入院見舞金 3日以上の入院で1日目からです
- ②安静加療見舞金 14日以上安静(医師の指示が必要)
- ③結婚祝金、出産祝金 その都度
- ④長寿祝金 75歳の誕生日を迎えた人
- ⑤火災見舞金 全焼、全焼以外

など

領収書や診断書が必要になります。詳しくは最寄りの共済系の役員か事務局までご相談ください。

笑顔あふれる元気な民商をつくろう!

## 新商連役員学習交流会 の ご案内

日程 9月28日(土) 16:00~18:00 学習講演会、19:00~懇親会  
9月29日(日) 9:00~12:00 分科会、13:00~15:00 全体会、解散

会場 割烹の宿 湖畔  
(新潟市中央区紫竹山 7-5-13 ☎025-247-3355)

懇親会費 3,000円

参加対象 民商本部・共済会・婦人会・青年部の役員、支部長・支部役員、事務局員等

【学習講演会】

「納税者の権利と税務調査」(仮)

【講師】浦野広明 氏(税理士)



税金滞納差押事件の裁判鑑定を行い勝利を勝ち取ることに貢献。2012年と2019年衆議院予算委員会の中央公聴会で公述人を務める。現在は東京税理士会所属税理士、立正大学法学部客員教授。著書多数。